

軍需工業動員と 産業人の覺悟

一同、恐懼感激に堪へざる所で御

(可認物便郵種三第) 號五第十一調 協

り大きな力で戦ふことになつて來たのであります。従つて開戦第一砲から大なる軍需資材の必要が茲から始つて来るのです。而して其の所要は皆軍需資材の量は昔の比ではない事は皆さん御承知の通りであります。が、之を最も手近な歩兵に就て取つて見ましても、日露戦争の時は歩兵砲も速射砲も持つて居りません、數へ上ぐれば各兵器とも昔と今は非常な相違で御座います。また飛行機の如きもありません。鐵兜も冠て居りません。防毒具もなく歩兵砲も速射砲も持つて居りません、數へ上ぐれば各兵器とも昔と今は非常な相違で御座います。また飛行機の如き、日露戦争と現代と比べますと戦争の第一沿から必要とする軍需品の數量は誠に驚くべき感がある程多量になつて居るのであるから云々事が吾々陸軍の補給するかと云ふ事は必ず當事者のみでなく國民全體に課せられた最も重大なる問題で御座ります。陸軍に於きましては開戦當初に必要な軍需品は自分で以て貯蔵しても居りますし、また貯蔵の工廠に於きましても其の能力を發揮が出来るやうに準備を致して居るので御座いますが、平時かは戦時に必要な軍需品はその所を貯蔵して置くと云ふことは結構大な資材を死滅することになりまして火薬の経費を要することとなり、國家の経済に甚だ迷惑するべき事では無いのでありますから、是は開戦と共に民間の工業力を动员

りで御座いまして、平時は現況以
外は後備は補充兵とし置き、
また一部の守備をするために必要
な者だけに止めて居りまして、戦
時になりますと之を動員して、大
なる兵力を以て、戦争の用に立て
なければならぬのであります。
只今支那に出動して居りまする兵
力と云ふものは皆様のお近邊の方
が召募されて、戦争の用に立ててお
るといふことは大體お判りにな
ることと思ひます。是が皆新し
い裝備をもつて居るのであります
から、是がため必要な軍需品等
が非常に多く、云ふところはよ
くお判りのことと思ふのであります
す、なほ此の時局は支那のみを相
手にして短い間に済んで了へば是
に越した幸いはないのであります
が、誠に

斯う云ふ譯で御座りますのであるを知らぬしておらぬます。大正七年に制定せられたる軍事労働法を今度の支那へ變に適用する上云ふ法律が先達が其の必要性を認められ、發押せしめ、軍隊の目的を達せられるやうに切改革す次第であります。餘り長くなりますが、先刻、卓で御主人の御挨拶の中に「此の時局に處して事業主各位に勞難に遭ひたつて奉公する事の御理解を乞ひたい」と云ふことが御願ひされましたのは私共側に御座ります。私も陸軍の軍需補給の衝に當つては、實業家各位と此の結びつけられる形になりますだけども、それは單に形ばかりであるとして、眞に苦々おがく一體となりました者は事業主各位と此の軍需補給法と云ふ法律によって連絡を取つて此の困難を克服、將來の道に向つて進むなければならぬのであります。此の工業労働法單に法律としての形式であります。眞に陸軍の要求します所は事業主各位と一体となつてのためを考慮し、其の給付をなしに至る威力を運営すべく發揮せしめ、軍隊の目的を達せられるやうに切改革す次第であります。是以て御挨拶に代へたいと思ひます。本公司に次頁の玉稿は、九月二十一日花園路の本館の事務室主藤議院の席上於ける山縣元治、長谷川潤三の御講話。文書編輯部

軍需工業動員法

陸軍省戰備課長 谷川基

を粥が上にあらると云ふことよ
りないのであります。先づ之のこ
そへ頼ひたい、それから林君は仕

ことは日本に隙あらば、たとへばな
戦争が長引きますとか、或は他に
に於て思はざる事故が起ると云々

の考へざるを得ない。従ひまた古の吾々の覺悟と致しましては、又那を徹底的に屈服せしむる許

ならぬ。のみならず、是は普通
覺悟ではいけない。非常な確乎と
さなればならぬ、所縁に致

て事前に日本が備へましたな。あるものも屈服し、敵心あると受け取くして始めて東亞安定期の七

此の事も何うぞ考御へに入れたいと思ふ。右の二點は前以て述べ充分御含みを願ひたいと思ひます。

本の國民と致しましても決して恐怖や、或は取越苦勞と云ふやることは一切無用であつて其の前途は

、欣び進んで行くと云ふ所の差
なればならぬ。泣事なんぞ

になかれ。是が心机への極め方

是不小時か氣難いと云はれて置かれておねばならぬ。しかし、氣難いから、筋力に不足しなから、もしくは、筋力の筋道を失うて中央機を作らざる機械からやせこむつて居らなければならぬ。此の爲めに就きましては事變前から、此處にお見えになつて居た金鉄翁は、氣難いと云ふ所の方面的専門の方々と協力を致しまして、問題の解決に歩を進めて、して居つた途端に今更に歩を進めることで居たのであります。それで然難い問題に就きましては御存じ

據であると思ふ。
今朝の新聞では要綱によく、御詔
令になつたのでありますからなどと書
われて文部省筋で長く申す必要はない。
それにも今日は時間も判り御願ひますか
ら極くかうづまこと二、三の事を申す
ではないのですから、是は
間違つて居るに相違ない。是に對
しては、はるかに御願ひを申すことは
何うござりませんが、是は
間違つて居るに相違ない。是に對
しては、はるかに御願ひを申すことは
何うござりませんが、是は

そのものを打ち切らたいと云ふこと

る標へと云ふものも隠りきめて
いはゞだ。うよ、つづいて、